

三重県食の安全・安心確保のための検討会議質疑概要

事項（１）

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（平成 23 年度版）について

基本的方向（資料 p9～15）について

（委員）

水産用医薬品について、平成 24 年の行動計画では「動物用・水産用医薬品」と併記されているが、23 年度は「動物用医薬品」とまとめて記載されている。広義では水産も動物ですが、この表現に意味がありますか。

（県）

動物の中に水産も含まれているのでこのような表現としました。

（委員）

水稻のカドミウム吸収抑制技術の記述が、トップの「全体的な取り組みの概要」に出てきますが、それほど重要な事項なのでしょうか。一体どういう低減技術で、何をやったのかも書かれていない。新しいカドミウムの基準に対して、今稲はそれほど危険な状況なのでしょうか。

（県）

そういうことではありません。

カドミウム吸収抑制技術については、新たな基準 0.4ppm ができたので、それに対応できるように水稻を作る際の水管理を普及しています。

（委員）

今までの米が新しい基準でも大丈夫なのであれば、そのことも正確に伝えないと、これだけではよく分からないのではないのでしょうか。

（会長）

こういう助成金の項目があるのですよね。正に、低減技術を開発する、実証試験を行うということに交付金を出す項目があるのではないのでしょうか。

（県）

国の交付金があります。

（委員）

抑制技術は完成したと思うが、土壌はこれからもっとしていかないといけないだろう。しかし、それほど重大な項目ではないのではないのでしょうか。

（会長）

こう書いてあると、誤解されるのではないかということですね。

（県）

そのように記述を修正します。

(委員)

放射能検査について、牛は 6,939 頭とありますが、他のものについては何検体くらい実施したのでしょうか。

(県)

基本的に三重県産の農水産物については影響がないということで、例年、保健環境研究所で実施している調査で 10 検体程度です。

昨年度は、汚染された稲わらが県内産の牛に給餌され、肉として流通したこと、また、汚染されている牛が東北・関東等でと畜され、肉として県内に流通したことがありましたので調査を実施しました。実際に検査したのは、数十件程度だったと思いますが、その後、流通調査等をして、既に消費されたもの以外は適切に対応しました。放射能検査に関しましては、23 年度は県内産のものは必要ないということで実施していません。

なお、放射能については、チェルノブイリの事件後、国の検査で大気、水質等を調べており、基本的に平常値と変らない結果であるため、県内で産出されたものについては大丈夫と判断し、昨年度は稲わら等の分についてのみ検査しました。

今年度につきましては、暫定規制値が新基準値となり、県内に流通している食品に関しても保健所等で収去検査を行っています。

(会長)

資料 1 の p14 に「体制を整備した」とありますが、どういうことでしょうか。

(県)

簡易の放射能測定器を各農林水産環境事務所及び農業研究所に計 10 台導入しました。これは、サーベイメーターというもので、何かあったときに野菜を畑にとりに行く等の際に、その場の環境放射線量を測定するといったものです。野菜の放射線量を計れるというものではありません。

また、緊急時に備えてすみやかに検査できるよう検査費用を予算計上するとともに、検体をどこで採取するか等の検査体制を整えました。

(委員)

何かあった場合、「予算があるから検査できます」と言っても、検査機関に依頼が殺到して検査できないことが考えられる。検査機器は高いでしょうが、それが無駄になってしまったとしても、自前で新しい基準値に対応した検査が実施できる機器を持っていないといけないのではないのでしょうか。

(会長)

ここだけ見ると、今から調べるシステムを作ったのかと読めます。

(県)

精密な検査をする機器は 2,000 万円くらいです。

県の検査については新基準に十分対応できる機能を持っています。

(会長)

について全体的に聞きますが、「何件実施した」「普及推進した」といろいろ書いてあるが、ここにいる委員は数値の意味が分からないのではないのでしょうか。それをこ

の報告書に逐一載せる必要はないと思うが、確認したいのは、それぞれの施策について、他府県でも同じようなことをやられていると思うので、県の内部として他府県の状況と比較してこれが適切なのかということや、内部の評価であるとか、そういう評価を行うシステムは県の中にありますか。

(県)

基本的に県の課題はどこの県でもよく似ています。施策を組む中ではいろんな情報を集めながら三重県の立場なり状況なりを把握して取り組む体制になっています。

(会長)

私は食の安全・安心の交付金の第三者委員をやっていたため、少なくとも岐阜県、愛知県とは同じ項目で比較したりします。県によって課題が違うのかもしれませんが、取り組み度が県によって違うことが話題になります。ごく近い東海の3県なのに横の情報の交換がないのかと感じていました。そういう訳で、どのような評価をして、その結果を受けてこのような事業を実施したという説明がないと、これ自体をどう評価したらいいのか分からないのではないかと思います。

基本的方向 (資料 p16 ~ 23) について

(委員)

コールドチェーン及び高度な衛生管理について、今年実施したにもかかわらず、来年度も実施することになっていますが、今年実施したならもうしなくてもいいではないでしょうか。

(県)

市場は各地域にあり、全ての地域で導入されている訳ではないので、更に推進する必要があるため記載させていただいています。記述の仕方が悪い点に関しては修正させていただきます。

(委員)

三雲は分かるが、四日市や伊勢などにも県が金をつぎ込むのでしょうか、或いは、県は導入を指導するだけなのでしょうか。

(県)

国の事業もありますので、利用して進めていただくよう指導しています。

(委員)

資料 1 の p17 (課題) の「みえの安心食材」と直売所の記述について。「みえの安心食材」は「安全」が抜けている。直売所は「安全」は関知しない。生産者が勝手に農薬使っているかもしれない。農薬を使わないとあのように上手につくれない。推進してなにか問題が起きた場合、対応できないのではないのでしょうか。

(県)

組織的に運営されている直売所については、G A P の導入等を数年前から進めている。全て細かいところまで網羅はできないが、そういう体制づくりは進んでいるとご理解いただきたい。

(委員)

資料1のp17~18の自主回収事例について、回収数量が「0」というのはどういうことでしょうか。

(県)

回収数量0の3件は、すべて放射性物質に汚染された可能性のある牛肉のことです。時間が経ってからの自主回収であったため、既に商品が販売、消費されており、回収できなかったものです。生鮮食料品でありますので、こういう事態も起こり得ます。

(委員)

米トレーサビリティの主体は国それとも県。国ならば18,000という実績は国のものではないのでしょうか。

(県)

主管は国で、広域事業者への対応は国、県域事業者は県という分担になっています。約18,000の米穀事業者への啓発は県が行ったものです。国の緊急雇用創出事業を活用しました。

基本的方向 (資料p24~27) について

(委員)

p27の食品表示に関する相談について、農家から漬物等加工品の表示について相談はありますか。

(県)

生産者についても、漬物などを作る場合には製造業の届出等の際に保健所にご相談いただいています。直売所についても農林水産環境事務所で監視指導しています。

(委員)

監視指導の前に、表示シール等を作成する際に添加物とかアレルギー物質であるとか内容の相談、指導はされていますか。

(県)

届出等の際に、このようなものを作りたいと相談を受けています。

(委員)

表示されている順番とか内容とかはいいのですが、製品自体がそれに応じて適正かどうかの検査はされていますか。

(県)

表示どおりかどうかの検査を実施してはいませんが、相談があれば、検査機関の紹介をおこなっています。

(委員)

品質検査をしてから商品化するように指導していますか。

(県)

表示は重要であり、アレルギー物質とか抜けていると回収ということにもなるので、販売する前にご相談いただくよう話をしています。

(委員)

表示の取扱いなどについて、生産者に対して講習の実施などどのように対応したらよいかという課題があります。

(県)

出前トークの制度もあり、表示についての話もあります。非常に重要なところなので、ご相談いただければと思います。保健所に要望、相談していただければ対応させていただきます。講習会等も相当数させていただいています。

(委員)

収去されて検査の結果、表示がおかしいとなれば、メーカーと相談、チェックできるが、地産地消で生産者が持ってこられるものについては、全部が全部チェックできないのが現状です。収去されて、これはおかしいと指導されることがあるが、なかなか難しいところです。

(県)

ご要望がありましたら講習等させていただきます。

(委員)

啓蒙や啓発の年間計画はありますか。

(県)

食品表示ウォッチャーの研修はありますが、生産者向けの計画的な研修は実施していません。出前トークでご要望にお応えして対応させていただいていますので是非申し込んでいただければと思います。また、表示制度に関する情報はホームページやJASニュースでお知らせしています。

個々の商品の表示につきましては、講習会での対応が難しいので、保健所に相談いただければ、細かく対応させていただいているのでご利用いただきたいと思います。

(会長)

それはよくわかりますが、今ここで言っても、保健所に相談に行くといいということ誰が小さな加工をしている生産者に周知するのか。ホームページを見るとか講習会があるとか、情報として行き渡らないところがあります。そういうもののネットワークはありますか。

(県)

県ではそういうネットワークは持っていませんが、生産者の加工品を販売する小売店に表示の必要性や講習会や個別相談に応じる旨を説明して、小売店を通じて生産者に周知を図っています。

(委員)

製造の届け出の段階で、個々の製造方法に応じて、きちっと表示まで説明、指導していただく体制をとっていただくのが速やかだと思う。それを一貫して行ってほしい。

(委員)

表示も大事だが、中身の品質検査も必要、費用がかかるので何かいい方法はないでしょうか。

(県)

生産、加工、販売まで、県が関わる各段階で指導はしているところです。

届け出は商品毎ではないので、新商品を作られた際の対応には我々も悩んでいるところ
です。

基本的方向（資料 p28～30）について

（委員）

資料 1 の p30、食の安全・安心地域リーダー制度の概要を教えてください。

（県）

身近な所で食の安全・安心の情報を提供できる人材ということで、平成 17 年度から県
で研修会をして登録していた方に活動していただいています。基本的には個人の活動で
すが、地域によってはグループで活動され、毎月地域リーダー会議の開催、研修会など
の活動をされています。

（委員）

本人からの申請ですか、県からの委託ですか。

（県）

自主的に登録していただくという形です。

（委員）

資料 1 の p29、生産者と県民の交流会は 4 回開催され、参加者 70 名と少ないのはなぜ
でしょうか。人数制限をされたのでしょうか。

（県）

4 回中 3 回は直売所を利用されている消費者の方と生産者の方の交流会ということで
人数的にあまり多くできないということで人数を限らせていただきました。

あと 1 回は有機農業ということで、有機農業をされている生産者と消費者の交流会で、
基本的には地元の方と交流していただくということで考えましたので参加者を伊賀・名
張地域に限らせていただいたため、このような人数となっています。

（会長）

情報の発信について、興味のある人への発信はできますが、もっと広く周知するた
めの施策はどういう風にお考えでしょうか。大学生や若い世代のお母さんは両極化して
います。若い世代への情報発信をもっとされてはいかがでしょう。

（県）

紙の情報紙やメルマガを 23 年度で廃止し、情報はホームページに集中し、ホームペ
ージを見ていただければ情報が得られる形にしています。ホームページを見ていただく
ことにつきましては、いろんな媒体を通じて情報を流していきたいと考えています。

若い世代への情報発信についても、数日前、ラムネ菓子を作るイベントを開催しまし
たが、参加人数は少なかったです。そういう努力はしていますがなかなか難しいところ
です。

（会長）

例えば、学校教育のお知らせ学習の中で県のホームページにアクセスするようなこと

はどうでしょうか。家庭科の教員が食の安全・安心のホームページを何人見ているか、その辺は私も啓発して行かなくてはと思いますが。

(県)

いろいろなチャンネルを開拓していきたいと思います。

あらゆる手段を使って、ターゲットを絞る等いろんな形で情報発信を行っていますが、大きな話になるとホームページとかいう表現になりますが、点ではありますが食育も含めて取り組んでいます。意識しながら行っています。

(委員)

ネガティブ情報は放っておいてもすぐに伝わり、伝えたい情報はなかなか伝わらないので、食品衛生なり、農産物安全確保については、ターゲットを絞り黙々と行っていかなければならないでしょう。

事項 (2)

平成 24 年度食の安全・安心確保に関する事業について

(委員)

資料 2 の p6 具体的取り組みについて、県産牛を特出ししているのは何か意味があるのでしょうか。

(県)

全頭検査を引き続き行うということです。

(委員)

一定の整理がされたということではないのでしょうか。23 年度に全頭検査を実施し、一定の安全が確保されたということで、24 年度それをもう一度するのかという意味で聞かせてもらいました。

(県)

放射能の関係については、まだまだ消費者の理解が難しいという現状です。逆に安全・安心を確認するためには、全頭検査がしばらく必要だと理解しています。いつまで実施するかは、他県の動きや事業者の考えを踏まえて決定させていただきます。

(委員)

全頭検査には、いい面と悪い面があります。たまたま稲わらの問題があっただけで話題にはなったけれども、牛肉の買い控え等の風評被害もあるので、わざわざ特出しされるのはつらいところがあります。

(県)

三重県の場合、松阪牛、伊賀牛というブランド牛があるので安全という意味からです。

(委員)

安全を保障するという意味で、前向きに捉えよということですか。

(県)

そうです。

(委員)

予算について、放射能検査が 4,800 万で牛全頭検査が 289 万となっていますが、289

万で全頭検査できるのでしょうか。

(県)

289 万は全頭検査ではなく何かあったときの検査費用です。事業と予算額が逆になっていました。

(委員)

検査の考え方について、「流通する食品検査」とありますが何故二重に検査するのか。生産段階で特定の地域で毎年検査して、将来使えるデータとして三重県自体のデータを蓄積するならいいのですが、意味のない検査ならばしない方がいいし、生産段階で三重県のものをするべきではないでしょうか。流通する直前の食品が一番大事であるので。

(県)

生産段階の農水産物につきまして、文科省の委託で保健環境研究所が実施している調査は、通常の検査機関の 100 倍の精度で測定していますが、それでも検出されない状況ですので、生産段階では検査の必要はないと考えています。流通につきましては、17 都県からのものについて実施します。

安全のためにするのではないという認識です。17 都県においては、厳しい対応をされていますが、それでもすり抜けがありますので、県民の安心というニーズからいうとやるべきと判断しました。今年度は県で 60 検体、四日市市さんで 10 検体を実施する計画で進めています。

(委員)

E U からの食品から出るかもしれない。

(県)

三重県ではありませんが、新基準値になったこともあり、輸入食材で違反が出た事例が全国ではあります。

(委員)

年次報告と行動計画は最後に 1 人で校正すべきです。例えばコンプライアンスについて一方は説明があるのにもう一方はないなど。

(会長)

それぞれの施策については、数値目標的なものはありますか。

(県)

それぞれの事業毎に目標はあります。

(会長)

「みえのジビエ食材衛生管理マニュアル」は、食肉加工施設の衛生基準を県としてきっちり検査していくということで、マニュアルを作ってこの通りやっていきなさいよということですか。

(県)

考え方としましては、制度上許可はおりているが、実際に流通をする中では、より衛

生的なものが必要だということで基準を決めてこれ以上について流通を進めようかという形のマニュアルです。これに合わないからダメだというわけではなくて、それはそれで、きちんと許可をとっているという整理をしています。

その他

(委員)

「みえの安心食材」の基準を教えてください。何を検査していますか。

(県)

生産段階の化学農薬の節減や堆肥等有機資源の活用を進める為の制度で、制度に参加する生産者の生産履歴の確認をしたりして、品目毎に県が定めた基準に合致した生産者と生産物を認定しています。実際の認定につきましては、最初に登録をしていただいて、農林水産支援センターが現場で確認しています。資料1のp22にあるように平成23年度末現在、98品目833件が登録認定されています。

(委員)

最初に品目ありきか、それとも生産者からの要望に応じる形でしょうか。

(県)

品目は、要望に応じて基準を作り増やしています。

(委員) 食生活改善の立場から地産地消を推進しているところ。地産地消は安全・安心であるとして進めていますが、地産地消は安全・安心と言えるのでしょうか。

(県)

産直においても農薬の使い方等について研修会等も実施しています。また、指導もしています。衛生のほうでは、収去もするなど施策も行って進めています。安全と安心は違いますが、それを確保できるよう進めさせていただいています。

(委員)

今後も地産地消を進めていきたいと思います。

(委員)

生産者から米を買っていますが、どうやって栽培しているか、農薬の使い方等が気になります。勉強会等はされているのでしょうか。

(県)

いろんな作物について栽培暦というマニュアルのようなものがあります。病害虫等の発生状況によってその年の対応は変わりますが、基本的に栽培暦を見て防除していただいています。毎年、講習会等も実施されており、農家も安全・安心には気を使っています。

(委員)

米は残留農薬の検査をしているのでしょうか。

(県)

生産者側ではしていないので、自主的にされている方はいると思います。検査の前に適正に使用するというので、資料1のp11にあるように農薬適正使用啓発研修会を開催するなど指導をしています。

(委員)

直売所で生産者の名前が表示されているが、どんな人が分からない。適正に使用されているのか心配なところです。

(県)

記帳指導しており、使用農薬は各農協でチェックされています。

(委員)

農家が間違っ使用することもあると思う。分解せず残留するようなものもあるのでは。

(委員)

今の農薬は分解します。

(県)

かつては毒劇物に該当するものも使われていましたが、今はより安全なものを使うように進めています。

(会長)

それでは時間となりましたので、事務局に返したいと思います。円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

(県)

ありがとうございました。貴重なご意見をいただきましたので、今回の報告書並びに今後の政策の中で参考にしていきたいと思います。